

## 〈論 説〉

# 地震災害と地震保険

## — 地震発生後の火災保険金請求訴訟にみる火災保険の問題点 —

林 弘 己

### 目 次

1. 問題提起
2. わが国の「地震保険」制度
3. 約款の拘束力
4. 住宅金融公庫特約火災保険
5. 本訴訟の意義
6. おわりに

### 1. 問題提起

平成5年7月の北海道南西沖地震の火災で自宅や店舗を失った北海道奥尻島の住民12人が「地震免責の約款を理由に火災保険金を支払わないのは不当」として、安田火災海上保険株式会社（本社東京）に総額1億1250万円の保険金支払を求める訴えを函館地裁に起こした<sup>(注1)</sup>。

地震に対する現在の火災保険での対応は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害に対しては保険金を支払わない<sup>(注2)</sup>とされており、これらの損害については、地震保険に加入した人にもみ担保することになっている。但し、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって建物が半焼以上の損害を受けたときには、僅かではあるが、火災保険から地震火災費用保険金として、保険金額の5%が支払われることになっている<sup>(注3)</sup>。奥尻島青苗地区では火災保険契約者の大半が地震保険に未加入で、保険会社は地震火災費用保険金だけ支給した。

これに対し、奥尻島の住民らは、①住宅金融公庫融資申込手続きにおいて、

保険契約の際、地震免責についての説明を受けていない。②仮に合意があったとしても、すべての火災が地震によるものとは言えず、地震との因果関係は不明である。③農協の建物更生火災共済からは共済金が支払われる。と不満を訴えている。

本稿においては、本提訴が安田火災海上保険株式会社に対してのみなされていることから、その火災保険を住宅金融公庫特約火災保険<sup>(注4)</sup>とみなしたうえで、その特殊性と問題点について検討してゆきたい。

なお、その後平成7年1月に阪神淡路大震災が発生したが、この北海道南西沖地震と同様に多数の訴訟が提起されている。

(注1) 日本経済新聞(平成6年4月23日朝刊)。

(注2) 住宅金融公庫融資住宅等火災保険特約条項第2条第2項。

(注3) 住宅金融公庫融資住宅等火災保険特約条項第1条第8項。

(注4) 後記4住宅金融公庫特約火災保険を参照。

## 2. わが国の地震保険制度

### (1) 損害保険

#### ① 地震免責条項

前述のとおりわが国の火災保険約款においては、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害に対しては保険金を支払わない<sup>(注5)</sup>ことを定めている。その理由は、以下のとおりである<sup>(注6)</sup>。

(イ) 地震による損害が巨大になり保険会社の保険金支払い能力を超えるおそれがあること

大正12年に発生した関東大震災は地震の規模としてはマグニチュード7.9であったが、そのもたらした被害は甚大であった。当時被災した建物のうち火災保険が付保されていたものの保険金額の合計は15億9千万円であった。

この金額は当時の損害保険会社の総資産がわずか2億2千万円にすぎなかったことを考えると、もしかりに保険会社に保険金支払い義務があった

とすれば、大部分の保険会社が破産してしまうことになる。

(ロ) 発生の確率と損害額が不可測であること

保険は発生の頻度や損害の度合いが大数の法則にのることを前提として構築されている。しかし、地震リスクについてはその発生の予測は全く不明である。日本全体として、数百年、数千年という長い期間で考えればおおよその推定も可能であろうが、単年度に損害が発生するかどうかの予測は全く困難である。

(ハ) 地域的また時間的に逆選択を招きやすい

日本は国土のほとんどが地震帯の上に乗っているが、その中にもおのずから地震の激しい地域とそれほどでもない地域とがある。また、大地震の発生直後は地震保険の需要が高まる。「関東大震災69年周期説」のような学説も地震保険の需要に強い影響を与える。逆に長期間大地震がないと関心も薄くなり、地震保険の需要も減退する。このように、地震保険は地域的な逆選択のみならず、時間的あるいは歴史的な逆選択も行われる可能性が極めて大きい。

(ニ) 再保険制度に乗りにくい

巨大災害が考えられるため再保険の引き受け手がいない、また再保険者がいたとしてもその条件は非常に厳しいものとなっている。

② 地震火災費用保険金

しかしながら、この免責規定につき世間一般の理解度は必ずしも十分なものとは言えなかった。大正12年9月1日の関東大震災の際には、地震火災による損害について約款上免責が規定されていたにもかかわらずその有効性が法廷で争われるに至った<sup>(注7)</sup>。また、宮城県沖地震、日本海中部地震、三宅島噴火、千葉東方沖地震などの大きな地震発生のたびに共済商品と損保商品との格差が取り上げられ世論の批判を浴びてきた。損保としては、これらの批判に対し共済と損保との契約構造の違いから、大地震を想定した場合に、損保が地震損害に対して共済並の商品内容を提供することが難しいことを説明してきた。しかしながら、一方で契約者保護のために可能な範囲で補償を

提供し共済との商品格差の是正を図るべきであるとの観点から地震火災費用保険金を創設した(注8)。

### ③ 地震保険(家計分野)

#### (イ) 地震保険創設までの経緯

昭和41年6月に現行家計地震保険制度が実現するまでの日本における地震保険制度の研究は次のとおりである(注9)。

#### イ 家屋保険法案(明治14年)

明治11年ドイツ人パウル・マイエット博士は、日本における火災・震災・風水害等の災害状況をみて、「日本家屋保険論」を發表し、保険制度の必要性と国営による家屋災害保険の実施を主張し、明治14年「家屋地震法案」が作成されたが、当時の自由民業・自由経済思想による「保険は民営任意たるべし」との反対で否決された。

#### ロ 商工省の地震保険制度要項(昭和9年)

大正12年の関東大震災に引き続き、北丹後地震(昭和2年)、北伊豆地震(昭和5年)、三陸地震津波(昭和8年)と連続して大規模地震が発生、各地で大災害を被った。このため政府は地震保険の研究立案を急ぎ、「国営の地震保険を設け、地震による火災・流失・倒壊等の損害を担保する。引き受け方法は、任意の火災保険に強制付帯する」との内容を骨子とした「地震保険制度要項」を作成した。しかし、当時の火災保険業界が任意保険契約である火災保険契約に地震保険を強制付帯させることに難色を示したため法案は見送りとなった。

#### ハ 戦時特殊損害保険法(昭和19年)

昭和18年の鳥取地震を契機として、政府は戦力の増強と国民生活の安定をはかることを目的として、「戦時特殊損害保険法」が公布施行した。この法律は昭和20年12月に廃止されたがその間の一年半地震保険が実施された。

#### ニ 地震保険法要項(昭和23年)

昭和23年の福井地震を契機として、大蔵省銀行局が中心となって地震

保険の研究を行い、法案を作成したが予算上の問題から見送られた。

ホ 昭和37年保険審議会から地震保険発表まで

昭和37年11月に開催された保険審議会において、損害保険の「担保範囲の拡張と新しい保険の創設」が論議され、地震保険制度の創設問題が取り上げられた。損害保険業界においては、これを受けて地震保険専門委員会を設置し昭和39年4月には中間報告を出すまでになっていた。

昭和39年6月、新潟県を中心に大地震が発生し、これにより家屋倒壊、道路決壊、火災、津波等大きな被害をもたらした。当時、衆議院大蔵委員会は、保険業法一部改正の法律案を審議中であったが、この法案の可決にあたり次の付帯決議を行った。

「わが国のような地震国において、地震に伴う火災損害について保険金支払いができないのは保険制度上問題である。差し当たり今回の地震災害に対しては損害保険会社よりなんらかの措置を講じしめるような指導を行い、さらに既に実施している原子力保険の制度も勸案し、速やかに地震保険等の制度の確立根本的に検討し、天災国ともいふべきわが国の損害保険制度の一層の整備充実をはかるべきである」

このような経緯と背景の中にあつて時の大蔵大臣田中角栄は、保険審議会の総会を開催し、不時の地震災害に際して国民の生活安定に資するための具体的方策について諮問した。これを受け保険審議会では日本における地震災害の特殊性を十分認識の上「地震保険制度に関する答申」を行った。本答申に基づき、損害保険業界は地震保険制度についての検討と大蔵省当局との折衝を重ね、昭和41年6月1日懸案の地震保険がようやく発売されることになった<sup>(注10)</sup>。

(ロ) 地震保険の内容

イ 引受方法<sup>(注11)</sup>

ロ 保険の目的及び保険金額<sup>(注12)</sup>

ハ 再保険

地震保険の総支払限度額は1兆8千億円と定められている。660億円ま

では保険会社が全額支払い、それ以上については再保険制度で国が半分を支払う。さらに3360億円を超える分については、国の支払いは95%となる。もし、1兆8千億円全額が支払われる場合、国が1兆5258億円、保険会社が2742億円支払う計算になる<sup>(注13)</sup>。支払いのための危険準備金は、損害保険業界3912億円、政府4024億円に達している。

#### ④ 地震危険拡張担保特約（企業分野）

##### （イ）沿革

前述のとおり、地震保険は営業保険として成り立ちにくい性質を有し、保険設計上種々のネックがあったが、戦後、地震・風水害などの自然災害が頻発し、マスコミによって災害に対する社会的認識が高められ、特に外資系の石油会社から外国で実施されていたオールリスク担保保険創設の強い要望がだされたことなどから、損害保険業界としてもその要望に応えざるを得なかった。こうした実状を背景に、主としてアメリカの拡張担保方式を導入してわが国の実状に応じたものに修正され、風水害ならびに雑危険担保特約とともに、昭和31年11月「地震危険担保特約」の認可を受け、引き受けの開始をするにいたった<sup>(注14)</sup>。

##### （ロ）地震危険拡張担保特約の内容

###### イ 内容

地震危険担保特約第1条では次のとおりこの特約でてん補する損害を定めている。

「当社は、この特約条項が付帯された普通保険約款第2条第2項第2号の規定にかかわらず、この特約条項に従い、地震による火災によってこの特約の保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。

2 当社は、前項の損害のほか、この特約条項に従い、地震によってこの特約の保険の目的について生じた損壊、埋没等の損害に対しても、損害保険金を支払います。」

現行の火災保険普通保険約款第2条第2項においては、「地震もしくは

噴火またはこれらによる津波」によって生じた損害は免責としている。この免責を特約で打ち消し、地震による火災の損害をてん補しようとするのが第1条第1項である。第1条第2項においては、火災のか損壊、埋没等のショックリスクも担保する。なお、地震による破裂・爆発損害を担保するためには「地震破裂爆発危険担保特約」、また地震による津波・洪水危険を担保するためには「地震水災危険担保特約」を地震危険担保特約に孫特約として付帯して引き受けることが必要である。さらに、噴火等による損害を担保するためには普通保険約款に「噴火危険担保特約」を付帯して引き受けることができる。

#### ロ 保険会社の引受け状況

逆選択の可能性、災害の巨大性、さらに仮に引き受けた場合においても、ロンドンを中心とする再保険マーケットにおける日本の地震損害に対する警戒が強く安易にその引き受けを行わないことから、各保険会社においては地震保険の引き受けは慎重にならざるを得ず、原則として引き受けを謝絶しているのが現状のようである。

## (2) 共済

### ① 建物更生共済<sup>(注15)</sup>

#### (イ) 全国共済農業協同組合連合会 (JA全共連)

昭和22年末、農業共済事業実施の法的根拠となった農業共同組合法が制定され、翌年、北海道共済連が設立の認可を得て事業を開始した。北海道においてはじめて誕生した農協の共済は、昭和26年「全国共済農業協同組合連合会」(略称「全共連」)の設立をみ、以後各地で共済連が誕生、昭和33年の大阪府共済連の設立をもって46都道府県で設立を完了した(沖縄県47年設立)。全国共済農業協同組合連合会(JA全共連)は共済事業の全国段階の機能をもつ中央機関で単位農業協同組合(JA)、都道府県共済農業協同組合連合会(JA全共連)を主たる会員とする全国組織である。

#### (ロ) 3段階制の機能

JA、JA共済連、JA全共済は、それぞれ元受け、再共済、再々共済という契約の流れにより結合して全体の機能を発揮するよう組織されている。まず、JAにより各種共済の元受けが行われ、その共済契約はJA共済連に全額再共済される。JA共済連は全額再共済された長期共済の積立責任部を保有し、長期共済・短期共済の危険責任部分の全部または一部をJA全共済へ再々共済するしくみである。

(ハ) JA共済の種類

イ 住まいの共済

建物更生共済、団体建物火災共済、火災共済、住宅建築共済

ロ クルマの共済

自動車共済、自賠責共済

ハ 傷害の共済

普通傷害共済、特別傷害共済、農作業中傷害共済、就業中傷害共済、交通事故傷害共済、旅行傷害共済、特定農機具傷害共済、陸上交通事故傷害共済、学校管理下外傷害共済、臨時作業傷害共済、レクリエーション傷害共済、ボランティア活動共済

ニ 賠償責任の共済

個人賠償責任共済

ホ 生命の共済

養老生命共済、終身共済、こども共済、定期生命共済、年金共済

(ニ) 建物更生共済

イ 概要

建物更生共済には1型、2型、5型、MY家財型がある。1型、2型、5型はそれぞれ満期共済金額と火災共済金額の割合が、1対1、1対2、1対5となっている。また、MY家財型は5型を基本に家財一式を主契約としている。

ロ 事業の目的

建物更生共済は、建物や家財が火災や地震、風水雪害等によって損害



を受けたり、その傷害が発生した際に被共済者やその家族などが死亡したり大ケガをしたときの補償をし、あわせて共済期間満了後の増改築等のための資金を準備する建物の総合共済である。

#### ハ 共済の目的と共済金額

共済の目的は、建物及びその建物に収容されている動産とし、最高限度額は、建物1億円、動産2千万円となっている。

#### ニ 共済期間

5年、10年、15年、20年、25年及び30年の6タイプ。

#### ホ 内容

##### A 火災共済金

火災、落雷、破裂または爆発、建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突または倒壊、給排水設備に生じた事故または被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故による漏水・放水または溢水による水漏れ、盗難、騒じょうその他これに類似する集団行動にともなう暴行の七つの事故によって共済の目的に損害が生じたときに火災共済金が支払われる。

火災共済金額が共済価額の80%以上である場合には、火災共済金額を限度として、損害額をそのまま支払われ、80%未満の場合には損害額のうち火災共済金額の共済価額の80%に対する割合相当分が支払われる。

##### B 自然災害共済金

暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、りん雨、豪雨、なだれ、降雪、降ひょう、土砂崩れ、地割れ、断層、崖崩れ、地滑り、地震、噴火、津波、その他これらに類する自然現象によって共済の目的に損害が生じたときに自然災害共済金が支払われる。

支払われる自然共済金の額は、地震・噴火・津波（以下、「地震等」という）以外の自然災害の場合には、損害割合が5%以上の場合に、損害の額を限度として、損害額に火災共済金額の共済価額に対する割

合相当分が支払われる。また、地震等の場合には、損害割合が5%以上の場合に、損害額に火災共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た額の50%相当分が支払われる（50%縮小でん補）。

C その他

持ち出し家財共済金、通貨等盗難共済金、臨時費用共済金、特別費用共済金、傷害共済金の制度がある。なお、このうち傷害共済金については、地震等の事故の場合でも共済金が支払われることになっており、火災等または自然災害によって被共済者、被共済者の親族または被共済者の使用人等が死亡または後遺症害もしくは治療を要する傷害を被ったときには、1千万円を限度として傷害共済金が支払われる。

② これまでの主な地震と保険（共済）金の支払状況（注16）

地震		損害保険	建物更生共済
宮城県沖地震	78年6月	2.6億円	27.6億円
日本海中部地震	83年5月	6.5億円	52.2億円
千葉県東方沖地震	87年12月	1.6億円	32.4億円
伊豆半島沖群発地震	89年7月	1.3億円	6.7億円
雲仙普賢岳噴火	91～93年	10.4億円	47.3億円
釧路沖地震	93年1月	9.4億円	11.6億円
北海道南西沖地震	93年7月	2.6億円	20.2億円
北海道東方沖地震	94年10月	12.1億円	11.6億円
三陸はるか沖地震	94年12月	3.5億円	算出中

(注5) 前掲(注2) 其他同様の規定として、住宅火災保険普通保険約款第2条第2項、住宅総合保険普通保険約款第2条第2項、団地保険普通保険約款第1章第2条第2項等がある。

(注6) 「損害保険実務講座 5 火災保険」東京海上火災保険株式会社編 184頁～185頁。

(注7) 後記3(2) 参照。

(注8) 地震火災費用保険金は、地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災により建物、屋外設備装置、収容動産（家財・設備・商品等）が半焼以上の損害を被った場合に1構内につき保険金額の5%が保険金として支払われる。なお、工場物件は、1構内の限度額が2千万円となっている。

(注9) 「家計地震保険制度と地再社」日本地震再保険株式会社 1頁～6頁。

(注10) 地震保険販売当時の保険金額は、建物90万円、家財60万円とあまりにも低額であった。その後、7回の改定を経て今日の内容となっている。

(注11) ここではその内容の説明は省略する。詳細は前掲(注6) 183頁参照。

(注12) 前掲 (注11)。

(注13) 平成6年改定。

(注14) 前掲 (注6) 279頁。「火災保険の理論と実務」安田火災海上保険株式会社編267頁。

(注15) 「主要共済の仕組みと概況」新日本保険新聞社 10頁。

(注16) 読売新聞 (平成8年1月30日朝刊)。

### 3. 約款の拘束力

約款の拘束力が争われたこれまでの訴訟のうち代表的なものとして、次の3つの判例があるが、いずれも約款の拘束力が認められ、保険金の支払請求は退けられている。

#### (1) 火災保険約款の拘束力が争われた事件

—— 稚内森林火災事件 (明治44年5月) (注17) ——

当時稚内に在住していた原告は、この森林火災の延焼で家屋を焼失したが、英国の保険会社との間で火災保険契約を締結しており、保険会社を相手どって保険金請求訴訟を提起した。ところが、被告保険会社の普通保険約款には、「森林の火災又は森林の延焼より起これる損害」について会社は責任を負わない旨の規定があり、裁判所においてその効力が争われることになった。

第一審は保険会社が勝訴したが、控訴審 (注18) では、保険会社が逆転敗訴した。判決理由は、約款の交付及び約款の存在の告知がなかったことおよびわが国の火災保険約款では森林火災での延焼が免責となっていなかったことであった。しかし、結局大審院 (注19) では、保険会社が勝訴した。普通保険約款によらない旨の意思を表示しないで契約したときは反証のない限りその約款による意思をもって契約したものと推定する。また、保険者が作成し普通保険約款による旨を記載した申込書に保険契約者が任意調印して契約をなした場合は、その約款による意思をもって契約したものと推定する。と、判決理由が述べられている。

## (2) 地震保険約款の拘束力が争われた事件

—— 関東大震災火災保険金請求事件<sup>(注20)</sup> ——

原告の主張は、次のとおりであった。商法419条（現在665条）の「火災に因りて生じたる損害は其火災の原因如何を問わず保険者之を填補する責に任ず。但第395条（戦争など<sup>(注21)</sup>）及第396条（悪意重過失など）の場合は此限に在らず」の規定は任意規定か。それとも強行規定か。強行規定とすれば、この規定に反する約款規定は無効となるはずである。また、任意規定であるとしても、法は地震による火災損害を填補することを原則としている。として、保険金の支払いを求めた。さらに、保険の目的の損壊によりてん補責任を免れ未経過保険料を取得するのは民法第90条（公序良俗）違反であると主張したが、大審院<sup>(注22)</sup>は、このような特約を付した保険契約は何等火災保険契約の本旨にもとらずかつ公序良俗に反することもない。また、このような特約を禁止した法規はないので、主務官庁が約款の認可を下した以上は、契約は当事者の自由に委ねられているとして、保険会社勝訴の判決を下した。

—— 新潟地震火災保険金請求事件<sup>(注23)</sup> ——

事件の概要は、次のとおりである。昭和石油新潟精油所において、地震発生（昭和39年6月16日午後13時1分40秒）直後に地震によって生じた原油タンクから出火（第1火災）したが、それとは別に地震発生から約5時間たった18時00分頃地震により諸施設の破損から流失したと思われる原油等が第1火災現場から150m離れた地点において出火（第2火災）し、工場全域及び隣接民家へ延焼した。

まず、約款解釈の問題について、被告保険会社は、「原因が直接であると間接であるとを問わず、地震又は噴火に因って生じた火災及びその延焼その他の損害については保険金を支払わない」という約款を、「地震又は噴火に因って生じた（火元の<sup>(注24)</sup>）火災」と「地震又は噴火以外による火災でもその火災が地震又は噴火に因って生じた延焼その他の損害」と解釈すべきであると主張したが、東京地裁<sup>(注25)</sup>は、原告の「地震又は噴火に因つ

て生じた（火元の）火災」と「地震又は噴火に因って生じた（火元の）火災の延焼その他の損害」とに解釈すべきであるという主張を認めた。

しかしながら、事実認定の問題においては、火元の火災が間接に地震によることを保険者が立証したので、結果的に保険金の支払いは認められなかった。

その後、損害保険業界は、昭和50年4月の約款改正において、「次に掲げる事由（地震・噴火・津波等）<sup>(注26)</sup>によって生じた損害（これらの事由によって発生した前条の事故（火災等）<sup>(注27)</sup>が延焼又は拡大して生じた損害、および発生原因のいかんを問わず前条の事故がこれらの事由によって延焼又は拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。」と改正され、今日に至っている。これにより、地震発生後の混乱の中で生じたすべての火災損害が免責となった。

#### （4）学説

現在のところ、通説かつ多数説は白地慣習法説<sup>(注28)</sup>である。それによれば、「約款の拘束力は保険契約のような附合契約にあつては、契約者が当該約款の内容を知つていようと否とにかかわらず、またそれによって契約する意思を有していなかったとしても約款によらない旨の明示の表示のない限り、その約款全体を内容とし、かつ、これのみによる契約が有効に成立するものと解すべきである。今日においては、そのような取り扱いをすることが長い間の積み重ねとその合理性故に既に商慣習法として定着している」とするものである。

（注17）「損害保険判例百選」有斐閣（昭和5年）10頁参照。

（注18）東京控判大正4年3月17日新聞1011号21頁。

（注19）大正4年12月24日民録21輯2182頁。

（注20）前掲（注17）114頁参照。

（注21）この段落の（ ）は、筆者が付したものである。

（注22）大正15年6月12日判決。民集5巻8号495頁。

（注23）前掲（注17）116頁参照。

（注24）この段落の「 」の中の（ ）は、筆者が付したものである。

（注25）昭和45年6月22日判決。下級民集21巻5・6号864頁。

(注26) ( ) は、筆者が付したものである。

(注27) ( ) は、筆者が付したものである。

(注28) 石井照久「普通契約條款—特にその解釈について—」(1937年)

他の学説としては、次のようなものがある。

- ① 法律行為論 青山衆司「保険契約論(上)」(1924年)  
水口吉蔵「保険法論」(1924年)「営業約款について」  
(1925年)
- ② 附合契約理論 牧野英一「法律行為の効果の合理的基礎について」  
(1921年)  
杉山直治郎「附合契約の觀念について」(1924年)
- ③ 制度理論 米谷隆三「業務約款序説(上)(下)」(1936年)
- ④ 認可説
- ⑤ 自治法規説 西原寛一「商行為法」(1973年)  
服部栄三「商法総則」(1975年)  
星川長七「普通取引約款についての若干の考案」(1969年)
- ⑥ 慣習法説

## 4. 住宅金融公庫特約火災保険

### (1) 特約火災保険制度<sup>(注29)</sup>

住宅金融公庫は、昭和25年6月に「国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設及び購入に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的」として設立された公的金融機関である。この公庫融資の債権確保のための火災保険が、住宅金融公庫特約火災保険であり、損害保険業界としても側面的にこの制度に協力する立場から、保険料負担の軽減を図るため、「強制保険であること」、「債務者が金融機関の窓口で直接保険加入の手続きをすること」などの特殊事情を考慮して、普通火災の特約形式をとり、かつ一般火災保険料率の3割引の料率を適用している。

### (2) 問題点

- ① 保険募集の取り締まりに関する法律<sup>(注30)</sup>(以下「募取法」という)に定める「募集」行為を無資格者が行っている疑いがある。特約火災保険においては、その契約手続きを、一般的には銀行の融資担当者また建物販売

業者が行っているが、契約締結に際し、保険内容についての十分な説明ができていられるかどうかは大変疑わしい。現在の保険業法および銀行業法では、銀行は損害保険会社の代理店になることはできないので、窓口の融資担当者が募集法第4条および第9条に定める保険募集を行うことのできる者として、大蔵大臣に登録していることはありえない。

例えば、価額協定にするかどうか。新価特約を付保するかどうか。地震保険を付保するかどうか。マンションにおいては、区分所有形態が壁心基準か、上塗基準か。等々、専門的な知識が要求されるはずであるのに、この契約手続き行為が「募集」行為とされずに責任の所在が不明確である。

保険に関する説明がサービスであるとしても、これらの業者には、専門家としてその説明義務と責任が課されてもよいのではなかろうか。

- ② 住宅金融公庫等融資住宅等火災保険の契約申込書には、申込意思の表示文言として、「貴社住宅火災保険普通保険約款および特約条項を承認しさらに地震保険に関する約定に従って下記のとおり保険契約を申し込みます。」との文言が印刷されている。また、地震保険についても、地震保険の契約をしない場合には、「地震保険の契約はしません」という旨の確認印欄がある。しかしながら、募集法に定めた者以外の者によって「募集」された契約にまで、約款の効力は及ぶのであろうか。特に、署名捺印を銀行員が契約者に代わって行っていた場合などは大いに問題であると考ええる。
- ③ 保険契約においては、契約前に契約のしおり（約款集）を交付するのがルール<sup>(注31)</sup>であるが、すべての契約においてそれが守られているのであろうか。仮に、守られていない場合があるとすれば、取扱い銀行を処分することはできるのだろうか。

さらに、生命保険契約においては、申込書に契約のしおりの受領印を押すのに対し、損害保険契約においてはそのような手続きは一切ない。損害保険契約においても、生命保険契約のような慎重な対応が望まれる。

- ④ 保険証券の写の送付が遅い。

質権設定手続きのため、保険証券の写は保険契約者に届くまで、3月か

ら6月かかる。もう少し早くできないものか。また、送付されるまでの間に事故が発生したらどうするか。

- (注29) 現在特約火災保険制度は、住宅金融公庫（幹事保険会社、安田火災海上保険株式会社）、住宅都市整備公団（同、東京海上火災保険株式会社）、年金福祉事業団（同、日本火災海上保険株式会社）、雇用促進事業団（同、安田火災海上保険株式会社）、沖縄振興開発金融公庫（同、安田火災海上保険株式会社）の五制度があり、それぞれ前記保険会社が幹事保険会社として、契約手続きおよび事故処理手続きを行っている。
- (注30) 募取法は平成8年4月1日以降、同日施行の（新）保険業法に再編されている。
- (注31) 損害保険代理店資格講習テキストでは、契約のしおりの事前交付が謳われているが、法律等に基づくものではない。

## 5. 本訴訟の意義

これまで述べてきたことをまとめてみると、本訴訟を提起した原告らが、住宅金融公庫特約火災保険の契約者であるという特殊性を考慮しても、地震発生後の火災損害についての保険金の支払いは、過去の判例がそれを認めていない以上、相当困難なものがあると言わざるを得ない。

しかしながら、特約火災という特殊な契約形態をとっていることから、裁判においては日頃表面には出にくい種々の問題点が、浮き彫りにされることになるであろう。保険会社は、それら募集上の問題点を謙虚に反省し、一つずつ改善していくことが望まれる。

次に、保険制度特に地震保険制度においては、地震保険の拡充、地震火災費用保険の拡充など被害者救済のために少しでも保険金が多く支払われるような方向へと改善されていくことになるのではないかと考える。現に、本訴訟提起後の平成6年秋には、地震保険の総支払限度額が1兆5千億円から1兆8千億円に引き上げられ、平成7年2月には、保険期間の中途での地震保険の加入が認められ、また、積立型の火災保険である積立生活総合保険においては、営業保険料に占める危険保険料の割合として、地震保険料も算入することができるようになった。これにより、従来特に一時払いの積立火災保険においては地震



保険を付帯することにより利回りが相当悪かったものが、かなり改善されることになった。

このように考察すると、本訴訟は保険金請求という直接的な面においては、その期待は甚だ薄いものであるが、将来的な消費者全体の保護という面においては、はからずも大きな影響を与えることとなるであろう。

## 6. おわりに

本稿は、平成6年4月に奥尻島住民の裁判が新聞紙上やテレビで報道されたことから、以来、住宅金融公庫特約火災保険という特殊な契約を通じて火災保険を付保している人たちには、通常の火災保険の場合とは「何かが違うはずである」という思いから、とりまとめてきたものである。ところが、その後平成8年1月17日、神戸市を中心として阪神大震災という大変な地震災害が発生した。死者五千人超、倒壊家屋数10万戸という大災害である。

このような大災害を目にして思うことは、「本当に地震リスクの引き受けは難しいものなのであろうか」という率直な疑問である。現在の保険制度では、倒壊家屋については、その一部しか地震保険が適用されない。地震に対して唯一100%機能するのは生命保険だけである。これでは、尊い命を犠牲にしない限り、保険金の給付は受けられない。世帯主が死亡し、住宅金融公庫の残債がその保険金で相殺されればよいが、家族は全員無事で命は取り留めたものの家は崩れ落ち、一瞬にしてすべての財産を失った人達には、住宅金融公庫の負債が重くのしかかってくる。これでは、家族全員無事であるといっても、喜ぶに喜び切れない状況である。

地震損害に伴う、身体生命のリスクのみならず、財産損害、利益損害、費用損害などのリスクについてももう一度リスクの引き受けの可否について検討してみる価値は大いにあると思う。今こそ、リスクマネジメントの意義が問われているときであると考ええる。

- 1 「損害保険実務講座 5 火災保険」東京海上火災保険株式会社編 有斐閣 平成 2 年
- 2 「家計地震保険制度と地再社」日本地震再保険株式会社 平成 3 年
- 3 「主要共済の仕組みと概況」新日本保険新聞社 平成 6 年
- 4 「新損害保険双書 1 火災保険」田辺・石田編 文真堂 昭和57年
- 5 「火災保険の理論と実務」安田火災海上保険株式会社編 海文堂 昭和53年
- 6 「損害保険判例百選」有斐閣 昭和55年